

○EDINETタクソミの概要説明 新旧対照表

新	旧												
<p>2-1-4 訂正報告時の提出ファイル</p> <p>(略)</p> <p>(注意点6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差替え後の直近の事業年度末日に変更します。<u>また、DEIの当会計期間、比較対象会計期間及び次の四半期又は中間期の会計期間は、必要な場合、財務諸表と整合するように修正します。</u></p> <p>2-5 要素のラベルと表示との関係</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td> <p>上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目及びラベルは、一致するようにします。</p> <p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <p>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソミを参照。</p> <p>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 <p><u>・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目及びラベルは、一致するようにします。</p> <p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <p>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソミを参照。</p> <p>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 <p><u>・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</u></p>	<p>2-1-4 訂正報告時の提出ファイル</p> <p>(略)</p> <p>(注意点6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差替え後の直近の事業年度末日に変更します。</p> <p>(追加)</p> <p>2-5 要素のラベルと表示との関係</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td> <p>上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目及びラベルは、一致するようにします。</p> <p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <p>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソミを参照。</p> <p>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 </td> </tr> </tbody> </table>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目及びラベルは、一致するようにします。</p> <p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <p>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソミを参照。</p> <p>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)											
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目及びラベルは、一致するようにします。</p> <p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <p>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソミを参照。</p> <p>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 <p><u>・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</u></p>											
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)											
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目及びラベルは、一致するようにします。</p> <p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <p>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソミを参照。</p> <p>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 											

新

2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針

2-6-2 開示府令

(略)

➡ 財務諸表

〔日本基準〕

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。

連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。

なお、遡及処理については、表示項目用の要素を提出者別タクソノミで追加する対応を推奨します。「図表 2-6-4 会計方針の変更による累積的影響額の設定値」及び「図表 2-6-5 会計方針の変更を反映した当期首残高の設定値」を参考にしてください。

図表 2-6-4 会計方針の変更による累積的影響額の設定値

項目	内容	
●スキーマファイルに設定		
要素名	CumulativeEffectsOfChangesInAccountingPolicies	
属性	type	monetaryItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	instant
	balance	credit
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		
標準ラベル	(日本語)	会計方針の変更による累積的影響額
	(英語)	Cumulative effects of changes in accounting policies
冗長ラベル	(日本語)	会計方針の変更による累積的影響額
	(英語)	Cumulative effects of changes in accounting policies

図表 2-6-5 会計方針の変更を反映した当期首残高の設定値

項目	内容	
●スキーマファイルに設定		
要素名	RestatedBalance	
属性	type	monetaryItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	instant
	balance	credit
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		

旧

2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針

2-6-2 開示府令

(略)

➡ 財務諸表

〔日本基準〕

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。

連結個別、純資産科目及び遡及処理は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。

(追加)

(追加)

(追加)

新

標準ラベル	(日本語)	会計方針の変更を反映した当期首残高
	(英語)	Restated balance
冗長ラベル	(日本語)	会計方針の変更を反映した当期首残高
	(英語)	Restated balance

(略)

➡ 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係

注記事項の項番ごと (※) にそれぞれテキストブロックでタグ付けします。

※ EDINET タクソミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキストIDでタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキストIDでタグ付けすることも可能です。

2-6-3 特定有価証券開示府令

【ファンドの経理状況】における個別財務諸表は、ディメンションで定義します。

【投資法人の経理状況】における個別財務諸表及び株主資本等変動計算書は、ディメンションで定義します。

旧

(略)

➡ 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係

注記事項の項番ごと (※) にそれぞれテキストブロックでタグ付けします。

※ EDINET タクソミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

(追加)

2-6-3 特定有価証券開示府令

【ファンドの経理状況】における個別財務諸表及び遡及処理は、ディメンションで定義します。

【投資法人の経理状況】における個別財務諸表、株主資本等変動計算書及び遡及処理は、ディメンションで定義します。